

令和7年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況

1 所掌事項

児童死亡事例や児童虐待防止法第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の重大事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき、死亡事故、児童虐待等の予防、早期発見等に資するための調査研究及び検証を行う。

2 開催状況（令和8年3月31日現在）

(1) 開催回数 1回

(2) 開催内容

ア 審議事項

「文京区検証実施基準」について協議し、決定した。（資料第4-2号のとおり）

イ 報告事項

事故による死亡事例について報告を受け、今後の事故防止策等の助言を行った。